

○ 課徴金の額の計算方法について

別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

1. 金融商品取引法第173条第1項第2号の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為の開始時から終了時までの間(以下「違反行為期間」という。)において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量を超える場合、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額として算定。
2. 上記1. で算定された課徴金の額につき、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。
3. 上記2. によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

以上につき、別紙2のとおり。